二　租税特別措置法第十三条の三′第四十七条又は第六十八条の三十四に規定する課税の特例　当該事業再編促進設備等を事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の割増償却額
三　租税特別措置法第六十六条の十三又は第六十八条の九十八に規定する課税の特例　廃棄等事業年度に関し′第二十条第一項各号に定める額に加え′欠損金額及び欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受ける金額

2　認定事業再編事業者は′認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続き課税の特例の適用を受ける場合には′課税の特例の終了するまでの各事業年度における実施状況について′原則として当該事業年度終了後三月以内に′様式第三十により主務大臣に報告をしなければならない。

（主務大臣）

第二十三条　この省令における主務大臣は′次の各号に掲げる事項の区分に応じ′当該各号に定める大臣とする。

一　事業再編計画に関する事項　農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣
二　事業参入計画に関する事項　農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

附　則

この省令は′法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

様式第一（第４条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

農業競争力強化支援法第18条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標
２．事業再編の内容
３．事業再編の実施時期
４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．事業再編に伴う労務に関する事項
６．その他

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編の目標
⑴　事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（平成29年農林水産省・経済産業省告示第　　号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．事業再編の内容
⑴　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編に係る事業の内容を記載する。
①　事業再編計画の対象となる事業を記載する。
②　農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第２条第５項第１号の措置と同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更とに分けて事業再編計画の具体的内容を要約的に記載する。
③　②の記載中において、次の説明を記載する。
イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
ロ　一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
④　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
⑤　④の記載中において、次の説明を記載する。
イ　良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
ロ　農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係
⑵　事業再編を行う場所の住所を記載する。
⑶　関係事業者又は外国関係法人が共同して事業再編を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第１号。以下「規則」という。）第１条第２項の関係事業者又は同条第３項の外国関係法人であることの説明を記載する。
⑷　別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、法第２条第５項第１号の措置及び同項第２号の農業生産関連事業の方式の変更ごとに法第２条第５項第１号及び第２号並びに規則第１条第１項各号に掲げる措置に照らして記載する。
⑸　別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。このうち、法第18条第５項に規定する事業再編促進設備等に該当する場合にはその旨記載する。
⑹　別表３により、法第18条第４項の事業再編に伴う施設の撤去又は設備の廃棄の種類について記載する。
⑺　別表４により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期
⑴　事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
⑵　別表５により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表６により記載する。

５．事業再編に伴う労務に関する事項
⑴　事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業再編促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下⑵から⑸まで同じ。）
⑵　事業再編の終了時期の従業員数
⑶　事業再編に充てる予定の従業員数
⑷　⑶中、新規採用される従業員数
⑸　事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数